

参考資料

四街道市道路占用条例新旧対照表

改正後			現 行			
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき 年	円 1,000	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき 年	円 950	
第1種電柱		1,500	電柱		270	
第2種電柱		2,100	街灯			
第3種電柱		910	その他の柱類		1,800	
第1種電話柱		1,400	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 年	800	
第2種電話柱		2,000	郵便差出箱		320	
第3種電話柱		91	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	3,500	
その他の柱類			送電塔	占用面積1平方メートルにつき 1年	880	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	9	その他もの	長さ1メートルにつき 1年	52	
地下に設ける電線その他の線類		5		占用面積1平方メートルにつき 1年	800	
路上に設ける変圧器	1個につき 年	890				
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	540				
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 年	1,800				
郵便差出箱及び信書便差出箱		760				
広告塔	表示面積1平方	4,600	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.2メートル未満のもの外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	130 340

		メートルにつき 1年		外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		620
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,800	外径1メートル以上のもの		880
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル につき 1年 54 81 100 160 210 380 540 1,000	法第32条第1項第3号に掲げる施設 法第32条第1項第4号に掲げる施設 法第32条第1項第5号に掲げる施設 法第32条第1項第1号に掲げるもの 店・出店等) その他のもの 看板 (アーチ であるものを 除く。) 第1号に掲げる 物件 標識 旗ざお (横断 幕)	鉄道・軌道施設 日よけ・雨よけ類 上空又は地下に設ける 通路等 祭礼・縁日等に際し、1時的に設けるもの その他のもの 1時的に設ける もの その他のもの 表示面積1平方 メートルにつき 1月 表示面積1平方 メートルにつき 1月 表示面積1平方 メートルにつき 1年 1本につき 1 年 1本につき 1 年	占用面積1平方 メートルにつき 1年 710 800 240 61 1日 600 60 710 640 37

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5
			その他のもの		18
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,400	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	910	
		地下に設けるもの	1年	540	
	その他のもの			1,800	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,800	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を得た額	Aに0.004を得た額
		階数が2のもの			

	けるもの		
	その他のもの	1本につき 1 月	360
幕 (法施行令 第 7 条第 2 号 に掲げる工事	祭礼・縁日等に 際し 1 時的に設 けるもの	その面積 1 平方 メートルにつき 1 日	37
用施設である ものを除く。)	その他のもの	その面積 1 平方 メートルにつき 1 月	360
アーチ	車道を横断する もの	1 基につき 1 月	4,400
	その他のもの		2,100
法施行令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及 び同条第 3 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方 メートルにつき	290
法施行令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及 び同条第 5 号に掲げる施設		1 月	60
前各号に該当しないその他のもの		1 平方メートル 又は 1 基につき 1 月	市長の定 める額

			を乗じて 得た額	
	階数が 3 以上のもの		Alに0.007	
	上空に設ける通路		を乗じて 得た額	
	地下に設ける通路		2,300	
	その他のもの		1,300	
			1,800	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 日	46	
	その他のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	460	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチで一時的に設けるもの)	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 月	460	
	その他のもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	4,600	
	標識	1 本につき 1 年	1,400	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	1 本につき 1 日	46	

	けるもの		
	その他のもの	1本につき 1 月	460
幕(道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	46
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	460
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1 月	4,600 2,300
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,800	
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.031 を乗じて 得た額	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方 メートルにつき 1月	460	
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1月	180	

道路法施行令 第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下（当該路面下の地下を 除く。）に設けるもの 上空に設けるもの 地下（トンネル の上の地下を 除く。）に設け るもの 階数が2のもの 階数が3以上の もの その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.009 を乗じて 得た額
			Aに0.017 を乗じて 得た額
			Aに0.004 を乗じて 得た額
			Aに0.006 を乗じて 得た額
			Aに0.007 を乗じて 得た額
			Aに0.025 を乗じて 得た額
			Aに0.012 を乗じて 得た額
			Aに0.009 を乗じて 得た額

道路法施行令 第7条第10号 に掲げる施設 及び自動車駐 車場	建築物 <u>その他のもの</u>	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.022 を乗じて 得た額
			Aに0.009 を乗じて 得た額
道路法施行令 第7条第11号に 掲げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.012 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて 得た額
	<u>その他のもの</u>		Aに0.031 を乗じて 得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.025 を乗じて 得た額
道路法施行令 第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車 国道若しくは自動車専用道路 (高架のものに限る。) の路面 下に設けるもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.012 を乗じて 得た額

<u>上空に設けるもの</u>	Aに0.022	
<u>その他のもの</u>	Aに0.031	
<u>道路法施行令第7条第14号に掲げる施設</u>	占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.031 を乗じて 得た額

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものをいい、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものをいい、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

(備考)

- 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル未満であるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 1件の占用許可に係る各年度ごとの占用料の額が100円に満たない場合は、占用料の額を100円とする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地の時価を考慮して算定した額とする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを1平方メートル又は1メートルとして切り上げて計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。